

一ノ関駅東口工場跡地の利活用に係る令和7年度の取組について

1 市の取組

- (1) 一ノ関駅東口工場跡地の利活用コンセプトの決定
- (2) 工場跡地の機能及び用途に関する検討
 - ・ 土地利用ガイドライン等に関する検討（ガイドラインの作成、交通計画など）
 - ・ 基盤施設整備に関する検討（周辺道路、公園等の配置・規模など）
 - ・ 公的機能の配置検討（民間活力による配置が困難な公的機能の配置の考え方、配置する公的機能に対する市の関与手法）
- (3) 第三者機関の設置

2 一ノ関駅東口まちづくり株式会社に委託する業務

- (1) 総合プロデュース業務を担う委託法人の募集・選定
- (2) 市内事業者の参入意向調査
- (3) 土地開発事業者の募集・選定
- (4) 土地活用計画の作成